

追加要求條項

- 一、爭議解決後十日間休養手当、日給全額支給ノコト
- 二、争議、労ノ疾病若ハ全快遅延スル迄、入院料経費ハ勿論日給全額支給ノコト
- 三、会社規定ノ解雇退職手當ヲ左ノ如ク改正スルコト
解雇手當ハ日給二百日分勤続手當一ヶ年未満ハ日給ノ三十日分
一ヶ年ヲ増ス毎ニ二十日分ヲ支給スルコト
- 四、年二回ノ定額日給給付ノ最底十束トスルコト
- 五、年二回酒肴料トシテ定額二回支給スルコト
- 六、常陸若ハ入堂高ノ賃報ニヨリ即時復讐セシムルコト
- 七、一ヶ月皆勤賞與トシテ日給二日分支給スルコト
- 八、婦人ノ生理的変化ニヨル休業ノ場合ハ日給全額支給（但シ五日間）スルコト

九、男女別更衣場兼ニ浴場ヲ設置スルコト
一〇、婦人作業部ヲ年二回支給スルコト